現 行

(第1条から第3条まで省略)

(指定管理者の公募)

第4条 条例第4条第3項の規定による指定管理者の公募(以下「公募」という。)は、条例第2条第1項第5号から第7号までに掲げる事業(条例別表第3に掲げるプラザの公募にあっては、同項第5号に掲げる事業を除く。)を行うに当たって必要とされる介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第54条の2第1項本文、第58条第1項又は第115条の45の3第1項及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条の規定による改正前の介護保険法第53条第1項本文の指定を受けることができると認められる者を対象として行うものとする。

(以下省略)

改正案

(第1条から第3条まで省略)

(指定管理者の公募)

第4条 条例第4条第3項の規定による指定管理 者の公募(以下「公募」という。)は、条例第2 条第1項第5号から第7号までに掲げる事業(条 例別表第3に掲げるプラザの公募にあっては、同 項第5号に掲げる事業を除く。)を行うに当たっ て必要とされる介護保険法(平成9年法律第123 号)第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、 第46条第1項、第54条の2第1項本文、第58 条第1項又は第115条の45の3第1項の指定を 受けることができると認められる者を対象とし て行うものとする。

(以下省略)